

# 暮らし

発行/愛知県県民生活部県民生活課  
〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 ☎052-954-6165

あいの  
シンボル



魚 クルマエビ

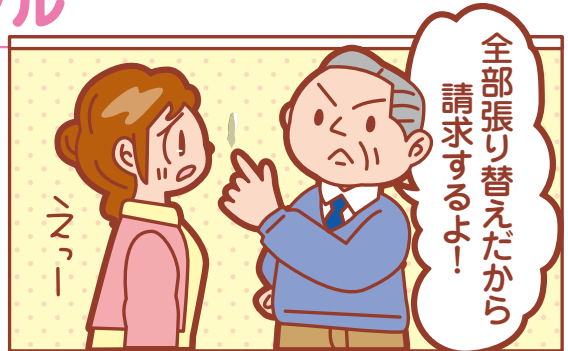
## 春先に多い 消費者トラブル



もうすぐ春です。就職、進学、転勤などで新たな生活を始められる方も多いことでしょう。でも、新生活に思いを馳せるだけでなく、足元にも注意しないと思いもかけない落とし穴、消費者トラブルにまきこまれるかもしれません。「備えあれば憂いなし」です。まずは引越に関わるトラブルの事例と役に立つ豆知識を紹介します。

### トラブル その1 賃貸住宅退去時のトラブル

- 賃貸住宅を退去する際、壁のクロスについて小さな傷のため部屋全体のクロス張替え代金を請求された。
- 契約書には退去時に原状回復することが明記されており、敷金を返してもらえないばかりか、部屋のリフォーム代まで請求された。



● 国土交通省の**原状回復をめぐるトラブルとガイドライン**によれば、原状回復とは「通常の使用を超えるような使用による損耗等を復旧すること」とされています。つまり、通常使用による損耗については、借主が元に戻す義務はないのです。具体例については、次表をご覧ください。

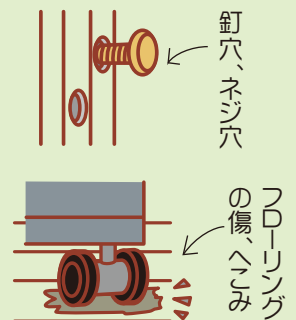
#### 費用負担の具体例

##### 貸主負担

- 日照によるクロスの色落ち
- テレビ等の背面の壁の黒ずみ
- 画鋸やピンのあと
- 家具によるカーペットのへこみ
- ハウスクリーニング
- 鍵の交換(借主が鍵を紛失したり破損したりした場合を除く)

##### 借主負担

- ハウスクリーニングで除去できないタバコのヤニ
- 下地ボードの取替えが必要となるような釘穴、ネジ穴
- キャスター付き椅子によるフローリングの傷、へこみ
- 結露を放置して拡大したカビ



(詳細は国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」をご確認ください。)

- ガイドラインでは、壁のクロスに傷つけた場合、その傷を含む壁1面のクロス張替え費用を負担すれば足りるとされています。
- ただし、ガイドラインに法的強制力はありませんので、結局は契約書記載事項が優先されることとなります。このため、契約する前に契約書や重要事項説明書に不利な条項や特約が記載されていないかしっかり確認し、納得してから契約しましょう。

2頁へ